

みやざき未来人財確保・定着事業補助金 実施要領

第1 趣旨・目的

本県の人口は、平成7年（1995年）の約117万7千人をピークに減少が続いており、今後も現状の傾向が続いた場合、約50年後の令和52年（2070年）には、60万人を下回り、高齢化率も37.8%と高い水準で推移する見込みであるなど、急速な人口減少が見込まれている。

その要因として、少子高齢化による自然減に加え、進学や就職の時期にあたる15歳～24歳までの若者の県外流出が大きく影響しており、県内の新規高校卒業者及び県内高等教育機関新規卒業者（以下、「新規大卒者」という。）の県内就職率が全国比で低位にあることは、本県における深刻な課題である。

県内就職率の低さは、県内企業の給与水準及び労働環境等に対する固定観念や、県内で就職し生活する利点についての情報欠如及び認識不足があることが考えられることから、若者に早期から正しい情報を提供し、県内就職に対する先入観を取り除くことが極めて重要である。

また、県内出身の新規大卒者の県内就職率については、64.9%（R7.3卒業者）と、他の属性に比べ比較的高く、県内高等教育機関（以下、「県内大学等」という。）への進学者数の増加は、卒業後の県内就職者数の増加につながると考えられるため、県内大学等への進学率を向上させる取組も、同様に重要といえる。

これらのことから、県内大学等が、自校への進学率向上や若者の県内定着を目的として、児童・生徒に対する早期からのキャリア教育や、県内大学等の学生に対する県内企業・地域社会への理解・関心を深めるための取組等を実施する場合に、当該事業経費の一部を補助する。

第2 事業概要

1 実施主体

以下(1)または(2)の機関であること。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校のうち、宮崎県内に校舎を保有する機関（以下、「大学等」とする。）

なお、複数の大学等の連携体による実施も可能とするが（申請タイプ：連携型）、その場合、応募及び交付申請の責任者となる大学等を定めること。

- (2) 一般社団法人高等教育コンソーシアム宮崎

※申請タイプは連携型とする。

2 補助対象事業

実施主体となる機関において、若者の県内大学等への進学率向上及び県内定着を目的とした以下の取組を実施すること。

- (1) 県内企業及び地域社会への理解・関心を深める取組（主に大学等の学生（以下、「大学生等」という。）向け）

大学生等が県内企業や地域の魅力に気づくことで、早期から県内でのキャリア形成を具体的に描ける取組とすること。

【具体例】

- ・ 低年次学生と県内企業の社員との交流会や企業訪問バスツアー等の開催（単独型・連携型）
- ・ 地域の伝統文化や地場産業を体験し、その魅力を発信するフィールドワークの実施（単独型・連携型）
- ・ 複数大学等の学生チームによる県内企業取材・情報発信等の実施（連携型）

- (2) 早期キャリア教育や郷土愛の醸成に向けた取組（主に児童・生徒向け）

次世代を担う児童・生徒が地域の企業や大学等の知見に触れ、将来の県内でのキャリアを具体的に描けるような機会を提供する取組とすること。実施にあたっては、県及び市町村教育委員会や地域の小中学校・高校等と連携すること。

【具体例】

- ・ 大学等の研究室を活用し、県内企業の技術者と大学教員が連携して地域の産業や技術を教える体験型ワークショップ、研究室紹介、仕事体験会の開催（単独型・連携型）
- ・ 大学生等が県内の小中学校・高校を訪問し、県内進学を選んだ理由や県内の魅力について語る出前授業や座談会の実施（単独型）
- ・ 県内高校の探求・課題研究などの授業において、県内企業や地域課題をテーマにした研究を実施する場合の、大学等の教員や学生アドバイザーの派遣（単独型）
- ・ 県内大学等の各学部で学べる分野や学びを活かして活躍できる具体的な企業・職種を紹介する小中高生向け教材の合同作成（連携型）

- (3) 県内進学・就職に向けた情報発信（高校生・保護者・大学生等向け）

高校生やその保護者、大学生等が持つ県内企業等に対する情報不足を解消し、ポジティブな印象を与えられる取組とすること。

【具体例】

- ・ 県内企業の業界研究会の開催（単独型・連携型）
- ・ 県内企業で活躍する卒業生のインタビュー動画や冊子の制作（単独型・連携型）
- ・ 各大学等の概要や研究内容について紹介するイベントの合同開催（連携型）

- (4) (1)から(3)以外の、若者の県内定着に資する取組

3 補助対象経費

補助対象経費については、「みやざき未来人財確保・定着事業補助金交付要綱（令和8年5月29日総合政策部産業政策課定め。以下、「交付要綱」という。）」第3条によるほか、下記の点に留意すること。

「第4 実施期間」で定める期間において、実施主体となる機関が事業を開始し、自ら支払いまで完了した経費を補助対象とし、以下(1)～(5)については、補助対象外とする。

- (1) 国又は都道府県から別途、補助金、委託費、助成金等が支給される経費
- (2) 施設等の設置や改修に係る経費
- (3) 10万円以上の機械、器具等の備品購入費
- (4) 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの（事業の参加者に対する旅費、宿泊費、体験費、交流費、飲食費、販促品提供費）
- (5) その他支出を証する書類のない経費及び事業の趣旨・目的等を総合的に勘案して県が補助対象とすることが適当でないと認める経費

第3 補助率・補助上限額

以下のとおりとすること。

申請タイプ	補助上限額	補助率
単独型	50万円	1/2以内
連携型	100万円	

第4 実施期間

交付決定日から令和9年2月28日までの期間

第5 申請方法等

以下1及び2に留意の上、補助事業等交付申請書（参考様式1）を提出すること。

なお、連携型で申請する場合で、複数の大学等の連携体により申請を行う場合は、応募及び交付申請の責任者となる大学等が申請を行うこと。この場合、補助金の振込先は申請を行った大学等宛てになることに留意すること。

1 申請期限

令和8年7月17日（金）まで（期限厳守）

2 提出方法

以下担当者宛てに電子メールにて提出すること。

担当者：産業企画・外国人材担当 白石

E-mail：sangyoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp

3 交付決定

県は、提出された交付申請書類について、別添の審査項目に基づき審査を行い、採択する場合は、令和8年7月31日（金）までに、申請者宛に交付決定通知を发出する。

なお、不採択とする場合も、その旨を通知する。

4 計画変更

事業計画に変更が生じた場合には、交付要綱第9条に定める変更(中止、廃止)承認申請書（別記様式第5号もしくは6号）を作成して提出するものとする。

第6 実績報告

事業完了の日から15日以内又は令和9年3月10日のいずれか早い期日までに、補助金交付要綱第11条第1項に定める書類を作成して、「第5 申請方法」の2の担当者宛に提出すること。

第7 補助金の交付等

補助金の交付は、本実施要領及び交付要綱に基づき、以下の流れにて行う。

参考：補助金交付までのフロー図

